

廃止と閉栓の違いについて

	閉 栓（使用一時中止）	廃 止
どういった手続きですか？	引っ越しや家を留守にするなど、しばらくの間、水道を使わない時に水道メーターや元栓の開閉道具を撤去して、 一時的に水道を使えなくする手続きです。 閉栓作業は水道課が行います。	将来にわたって水道を使う予定が全くない場合などに止水栓を含む給水管をすべて撤去して、 水道を使う権利そのものを廃止する手続きです。 廃止作業は大田市に登録されている給水装置工事指定事業者が行います。
何のためにするのですか？	水を使わなくても開栓中（お客さまが止水栓を操作でき、いつでも水が使える状態）であれば最低料金がかかりますが、閉栓をすれば料金がかからなくなります。 ※13mmメーターの場合の最低料金 1ヵ月 8㎡まで税込1,705円（検針は2ヵ月毎）	閉栓中でもメーター止水栓までは水が来ている状態です。そのため、メーター止水栓より手前側で漏水が起きた場合、民地内であればお客様が費用を負担して修繕していただく必要があります。 このような問題を防ぐため、道路下の配水管から給水管を切り離します。工事費用はお客様負担となります。
また水道を使いたくなったらどうすればよいですか？	水道課に水道を使いたい旨（開栓）をご連絡ください。職員が水道メーターや元栓開閉道具を取り付けて水が使えるようにします。	再度、加入金等をお支払いいただき、水道を引き込む工事が必要です。大田市に登録されている給水装置工事指定事業者にご相談ください。
その場合の手数料はいくらですか？	開閉栓の手数料は不要です。	加入金（メーター口径によって異なる）のほか、給水工事申請の手数料などが必要になります。詳しくは水道課にお問い合わせください。
自宅を解体して更地にする予定です。水道も廃止すべきですか？	将来、そこで水道を使う可能性が少しでもある場合は廃止せず、閉栓のままにしておくことをお勧めします。 なお、 閉栓のままにしておく場合は、解体時にメーターボックスとメーター止水栓は撤去せず、必ず目視で確認できる状態で残しておくようにしてください。 次に水を使用する際にメーター止水栓が見当たらない場合は、新設扱いとして新たに加入金を収めていただきます。 廃止する場合は所定の手続きをしていただく必要がありますので、水道課までご相談ください。	